

高岡市地域防災計画

雪害編

令和8年6月改定

第1章 災害予防計画

第1節	雪害予防	1
第2節	住民参加の除排雪	10
第3節	克雪のための啓発活動	12
第4節	避難対策及び孤立集落の予防	14
第5節	要配慮者の安全確保	15
第6節	自発的支援の受入れ	18
第7節	雪害に対する調査研究	19

第2章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	20
第2節	情報の収集・伝達	24
第3節	災害時の広報	26
第4節	消防・救急救助活動等	28
第5節	警備・交通対策	30
第6節	避難対策	31
第7節	応急医療救護	34
第8節	緊急輸送対策	36
第9節	緊急輸送等のための道路・港湾等の確保	37
第10節	ライフライン施設の応急対策	39
第11節	生活救援対策	45
第12節	商工業・農林業対策	48
第13節	廃棄物・防疫対策	50
第14節	災害救助法の適用	51

第3章 災害復旧計画

第1節	災害復旧・復興に対する基本的な考え方	52
第2節	市民生活安定のための緊急措置	54
第3節	激甚災害の指定	57

第1章 災害予防計画

第1節 雪害予防

第1 気象観測体制

市、県及び関係機関は、気象等の実態を把握するために気象観測施設等の整備を図り、災害の未然防止及び被害の軽減に努める。

第2 道路除雪体制

冬期間も安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。また山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路ではその拡幅及び危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。このため、道路管理者等は大規模な車両停留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度にするため、地域の実情に応じてその体系的整備を進めるものとする。

1 国・県の道路除雪体制

北陸地方整備局富山河川国道事務所は、北陸地方整備局防災業務計画に基づき、道路除雪計画を定め、北陸地方整備局道路雪害対策本部富山支部を設置し、国道の常時2車線以上の交通の確保に努めている。

県は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年4月14日法律第72号）（雪寒法）及び富山県総合雪対策計画並びに富山県総合雪対策条例に基づき、道路除雪計画を策定し、富山県高岡土木センター管内の県管理道路の交通の確保に努めている。降積雪等により道路交通に支障をきたさないように、県管理道路の除排雪及び路面凍結対策等を適切に実施するとともに、災害級の大雪時には各道路管理者や事業者、市民がより一層連携・協力し、早急な道路交通の復旧を図り、安全で安心、快適な市民生活を確保する。

また、道路管理者等関係機関相互の情報共有を図ることとし、豪雪時等においては、道路管理者等の関係機関による「富山冬期交通確保連携会議」情報連絡本部を北陸地方整備局富山河川国道事務所に設置し、対応の強化を図るものとする。

2 高岡市道路除雪対策本部

降雪期に、道路除雪基本計画に基づき高岡市道路除雪対策本部を設置し、安全で円滑な道路交通を確保し、もって活発な産業経済活動と安全・安心な市民生活の確保を図っている。

除雪にあたっては、除雪路線が適切なネットワークとして確保されるよう国・県・隣接市の道路管理者及び関係警察署等との緊密な連携を図り、安全・円滑な道路交通の確保に努める。

3 除雪機械の点検整備

除雪機械及び付属品等の点検整備を事前に行い、出動の体制を整える。あらかじめ民間除雪機械やオペレーターの数の実態等を十分調査把握し、民間借上機械、リース機械等を確保し、早朝除雪を実施できるよう態勢を整えておく。

また、歩道除雪については、住民の協力も得ながらロータリー系除雪機械等の確保及び配備を行う。

4 広報活動の実施

道路除雪については、道路除雪対策本部を設置するなど除雪対策には万全を期しているが、行政のみでの対応には限界があるため、住民及び事業所等にも除雪活動の協力を得るための広報活動を実施する。

(1) 住民への協力要請

次のとおり住民への協力要請を行う。

- ① 路上駐停車の自粛の要請について
- ② 屋根雪等の道路への投雪自粛の要請について
- ③ 自宅前道路の自主的除排雪について
- ④ 流雪溝やその他用排水等への計画的な投雪について
- ⑤ 消火栓・防火水槽周辺の除雪励行について
- ⑥ 地域ぐるみ除排雪活動の推進について
- ⑦ 自家用車から公共交通機関への利用について

5 民間除雪機械の協力要請

毎年降雪期前に民間の除雪機械所有者による道路除雪協力体制を調整し、除雪機械所有者は、市から出動要請があった場合は、その要請に即応できる体制をとる。

6 関係機関との連携

国・県・隣接市・関係警察署と緊密な連絡をとり、路上放置物件の取締り、除雪作業に関する交通規制や交通情報収集など十分な調整を図る。

除雪については、住民生活の安定や消防活動等に極めて重要であることから十分対策を練り、実施にあたっては、各広報機関等を通して住民の協力を要請する。

また、災害級の大雪※1による被害が予想される場合には、災害級の大雪時におけるタイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。

※1 「気象防災速報（短時間大雪）」が発表される場合を想定

7 道路除雪基本計画の策定

降積雪期前に関係機関と協議のうえ、地域の実情に応じた「道路除雪基本計画」を策定する。

8 集中的な大雪への対応

道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるとともに、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

集中的な大雪時に備えて、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するとともに、関係機関等と連携し、降雪の予測精度も考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。また、集中的な大雪時の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施するものとする。

第3 防災活動拠点の整備

1 広域型防災活動拠点の整備

風水害・土砂災害・火災編 第1章第4節「災害に強いまちづくり」に準ずる。

2 地域型防災活動拠点の整備

風水害・土砂災害・火災編 第1章第4節「災害に強いまちづくり」に準ずる。

第4 消流雪施設等

道路の除雪対策については、機械除雪を基本としながら、地下水を利用した消雪施設や河川水、農業用水等の表流水による消雪施設・流雪溝・消雪網板等を設置し、堆雪が多く除雪作業及び交通に支障を生じると予想されるときは排雪並びに雪捨場の確保に努める。加えて、関係団体と調整・連携し、流雪用の農業用排水の確保にも努める。

冬期においては生活道路及び歩行機能の確保を図る必要があり、市では、地域住民主体等の消雪管理組合に対し、補助金制度を行っている。

消雪施設は地下水を主体にしていることから、道路や民間駐車場の消雪のため地下水の利用が増大しており、特に中心部では地下水枯渇の恐れがあるため、地下水利用の消雪については、地下水保全の立場から節水型散水方式を取り入れ原則的に抑制の方針とし、その代替として、河川水や農業用排水の利用について検討を行い、利用可能な路線については導入を図るよう努める。

第5 交通対策

1 JR西日本株式会社金沢支社

(1) 除雪体制の整備

降積雪量の状況等に応じて、必要な除雪車両や除雪要員等の確保を図る。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

① 情報収集

気象予測会社や地方气象台等の情報を取得し、除雪計画等に活用する。

② 除雪計画・列車運転計画等の検討

降積雪予報等に基づき雪害対策会議を行い、情報の共有と体制の確認等を行う。

③ 利用者への情報提供

当社ホームページや報道機関等を通じ、利用者に対しタイムリーな列車運行情報の提供に努める。

2 万葉線株式会社・加越能バス株式会社

(1) 万葉線株式会社

① 除雪体制の整備

ア 除雪機械、資機材の整備

線路及び分岐点の除雪のため、除雪機械である大型グレーダー、排雪専用電車、及び消雪装置並びにポイントヒーターの整備・点検とともに、融雪剤の確保確認等、資機材等の保守点検に努める。

イ 要員の確保

緊急時に備え、事前に特定民間業者と協定し、要請により出動できる体制を整備する。

ウ 道路管理者との協議

事前に協議を行い、除雪協力体制を確保しておく。

② 情報連絡体制の整備

ア 内部連絡体制

一般情報手段を活用し、運行車の運行、除雪状況などを収集伝達できる体制を確立しておく。

イ 広報手段

県、報道機関等の協力を得るよう、事前に配慮する。

(2) 加越能バス株式会社

① 除雪体制の整備

道路管理者と協議し、除雪協力体制を確立しておく。

② 情報連絡体制の整備

全線の運行を把握し、利用者に対する確に情報提供できるよう、収集体制の整備と報道機関との連携を図っておく。

3 あいの風とやま鉄道株式会社

(1) 除雪体制

除排雪機械の能力強化とポイント消融雪装置等の地上設備の増強を重点とし、輸送の確保を図る。

(2) 除排雪体制の整備及び強化

降積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動、並びに踏み切り除雪及びホーム除雪要員の確保を図る。

(3) 情報連絡体制の整備

降積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動、並びに踏み切り除雪及びホーム除雪要員の確保を図る。

① 降積雪情報の確保

気象サービス会社並びに気象台等の情報を取得し、除雪計画に活用する。

② 内部連絡体制

降積雪予報に基づき、本社と現場を交えた会議を行い、情報の共有と体制の確認を行なう。

③ 利用者への情報提供

当社の「HP、駅設置の旅客案内ディスプレイ、あイトレ」にて、運行情報の提供を行うと共に報道機関に対して運行情報を提供しご利用者への情報提供に努める。

4 公営バス

(1) 除雪体制

道路管理者と協議し、除雪協力体制を確立しておく。

(2) 情報連絡体制

全線の運行を把握し、利用者に対する確に情報提供できるよう、バスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と収集体制の整備と報道機関との連携体制の整備を図っておく。

第6 緊急輸送道路

災害時においては、救援・復旧活動を迅速に行うため、被災地への人員及び物資等の安全・確実かつ早急な輸送を行う必要があることから、陸上輸送路については、被災状況に応じた被災地への多重アクセス可能な道路ネットワークの形成を図る。

国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

また、海上からの輸送も重要な役割を果たすと考えられることから、海上輸送拠点としての伏木富山港の整備を促進し、アクセス道路の整備と併せて緊急輸送道路の体系的な整備を図る。

1 緊急輸送道路

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第4節「災害に強いまちづくり」、第3、1に準ずる。

2 集積場所・輸送拠点

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第33節「飲料水・食料・生活必需品等の確保」、第3に準ずる。

第7 雪崩災害対策

1 雪崩危険箇所

雪害において、大きな被害をもたらすものとして、斜面に積もった雪が気象条件や積雪の状態等の諸条件により、崩れる雪崩は時に大きな被害をもたらすものである。

豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内に、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所や過去においてなだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所で、かつ、人家・公共施設等の保全対象に被害を与えたか、又は与えるおそれのある箇所を含む場合は、全て雪崩危険箇所として調査の対象とされている。

2 雪崩防止対策

県は、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所について集落の保護を目的に雪崩予防柵や雪崩防護柵等の雪崩防止工事を実施している。

雪崩発生の危険がある箇所について、広報等により関係住民等に周知徹底を図る。

第8 農林漁業対策

1 作物別予防対策

(1) 稲作

育苗施設及び米麦の乾燥調製施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のとおり指導する。

標高200m未満の地域 1.5m

標高200m以上、400m未満の地域 2.0m

(2) 麦

生産者の組織化、作付地の集団化を推進し、排水、適期播種等を徹底し、雪害に耐えるように指導する。

(3) 果樹

最大積雪深がおおむね2メートル以下の地域を園地造成の基本とし、樹形の仕立及び棚強度の確保等雪害防止対策を次のとおり指導する。また、的確な降雪情報の伝達及び園地見回りの徹底を図り、計画的な除融雪の促進を図るよう指導する。

① 棚仕立ての樹種を栽培するとき

ア 棚は、30アール以内の単位とすること

イ 棚高は、1.8～2.0mとすること

ウ 棚の隅柱及び周囲柱は、コンクリート又は鉄材等強固なものを使用すること

エ 棚の周囲線・周囲柱の上を通る柱線は、ワイヤーを使用すること

オ ブドウ棚の支線は、豪雪時に取り外しができるものとする

② 立木仕立ての樹種を栽培するとき

ア 主枝の分岐高は、1.0m以上とすること

イ 各主枝ごとに支柱による下垂防止を行うこと

③ 降雪前対策

- ア 粗せん定を実施すること
- イ 枝梢の結束をおこなうこと
- ウ 支柱及び棚の点検と補強を実施すること
- エ 暴風網、防鳥網は降雪前までには撤収すること

(4) 施設園芸用施設

- ① 園芸用施設設計施工標準仕様書に基づき積雪荷重 $800\text{N}/\text{m}^2$ に耐え得る強度と、屋根雪の滑落を考慮した屋根勾配 $3/10\sim 5/10$ を目安とした施設の設置促進を図るよう指導する。
- ② 降雪時は、室温を可能な範囲で高め、屋根雪の滑落を促進するよう指導する。
- ③ 側圧によるハウスの倒壊を免れるために、除雪できる程度のハウスの間隔を確保する。
- ④ 散水による融雪を行う場合には、事前に排水路の整備・清掃を行うとともに、必ず積雪前から散水を行う。
- ⑤ 低温時に暖房機が正常に作動するよう、設定温度や燃料残量等を再確認する。
- ⑥ ハウスの耐雪強度を把握し、補強資材による構造強化対策（筋交い補強、タイバー・斜材でX型補強、中柱補強等）を実施する。
- ⑦ 積雪後は、施設周辺等の除雪に努める。
- ⑧ 積雪により倒壊の恐れがある場合には、施設内に絶対に入らない。

(5) 畜産

- ① 特定畜舎等建築物（畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物）の技術的基準に基づく積雪荷重に耐えうるよう、屋根面の断熱性が低く、降雪の妨げない材料及び構造とした、屋根勾配 11 度以上（ $2/10$ 勾配以上）の施設の設置を促進する。
- ② 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、速やかな除融雪に努める。
- ③ 中山間地域に立地する畜産農家が山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。
- ④ 畜舎等においては、水道管等の凍結防止に努める。

(6) 水産

漁港管理者及び漁業協同組合等は、関係機関と協力して、漁港及び関連施設、周辺道路等の除排雪が図られるように努める。

(7) 林産

雪害に強い森林施業、材の生産方法及び特用林産物生産施設や加工製材施設の耐雪化等の技術指導等を行う。

2 経営指導等による事前措置

関係機関等と連携して、降積雪対策として次のとおり経営指導の強化を図る。

(1) 農業

- ① 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- ② 除排雪計画の策定と事前準備

- ③ 雪害克服に必要な営農資金の計画的な運営
- ④ 農業共済制度への加入促進
- (2) 畜産
 - ① 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
 - ② 除排雪計画の策定と事前準備
 - ③ 雪害克服に必要な営農資金の計画的な運営
 - ④ 農業共済制度への加入促進
 - ⑤ 飼料・資機材等の適切な備蓄
 - ⑥ 自衛防疫の強化
- (3) 水産
 - ① 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
 - ② 除排雪計画の樹立
 - ③ 雪害克服に必要な漁業関係資金の計画的な運営
- (4) 林産
 - 雪に強い林分育成のための間伐促進強化対策事業の実施

第9 男女共同参画等の視点を取り入れた防災対策

男女双方及び性的少数者の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画等の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第10 各主体のとりべき措置

1 市民

- (1) 雪害を防止するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市が行う防災事業に協力し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。
- (2) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐雪化や屋根雪下ろしの励行、飲料水・越冬用食料等の備蓄や雪崩危険箇所等における自主避難など、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するものとする。
- (3) 災害級の大雪による被害が予想される場合には、除雪作業を速やかに行うために、車での不要不急の外出を控える。
- (4) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の結成、育成に努めるものとする。

2 事業所・企業

- (1) 自衛消防隊を組織し、消防防災体制を整備するとともに、県及び市が実施する防災事業に協力するものとする。

- (2) 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、雪害を防止するため最大の努力を払うものとする。
- (3) 雪害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるとともに、これらを具体化した事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、施設の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害対応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- (4) 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市・県

- (1) 地域の住民や事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害発生時の適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- (2) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 住民参加の除排雪

第1 コミュニティの連携・強化

雪の多い地方では、自力のみでは除排雪ができない高齢者・障がい者等のいわゆる避難行動要支援者の世帯の屋根雪処理について、以前から互助的な風土があり、近隣・地元自治会や親族等による支援が行われてきた。

本市では、全市いっせいで除雪デー、ひとり暮らし高齢者等への除雪支援、消雪管理組合設立に対する消雪施設設置補助制度、小型除雪機械の貸与等を実施している。

このような除排雪活動においては、市と地域の住民・住民相互の連携は不可欠であり、本市においては住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の結成を促進してその育成に努めることとしており、豪雪時においても自主防災組織が中心となってコミュニティの除排雪活動を実施する。

第2 小型除雪機械の活用

地域住民の自主運営による生活道路の確保などを目的として地域の住民で構成された協議会（小学校区）に、小型除雪機械を無償貸与し、当該機械のオペレーターの選出、地域の除排雪計画の策定等地域の雪対策等について地域住民が自主的な管理運営を行うなど、行政と住民が一体となった「地域ぐるみ除排雪事業」を推進する。

小型除雪機械は、人口集中度合いの高い地区の小学校下単位から順次貸与しており、今後未貸与校区への普及及び機械の増強・更新に努める。

また、小型除雪機械導入にあたっては、富山県補助事業「地域ぐるみ除排雪活動除雪機械等整備事業」により導入を図る。

第3 除雪支援措置

1 消雪管理組合への助成

冬期において、生活に密着した生活道路の交通・歩行機能の確保は必要不可欠なものであり、道路の融雪機能を有する消雪施設の導入は効果的で設置の要望が多い。

そのため市では、既存の水源が有効利用でき、地域の利用者全員の同意が得られた場合、消雪管理組合を設立し消雪施設の設置工事を行う組合に対して助成を行い、住民の要望に対応している。

2 要配慮者に対する支援

ひとり暮らし高齢者世帯等で、自力で除雪が困難な世帯の屋根の除雪に要する経費に対して助成を行い、ひとり暮らし高齢者等の安全と生活安定を図る、ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業を、次のような内容で実施している。

(1) 対象者

住民税非課税世帯で、①～⑥のいずれかに該当する方

① 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯

- ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 65 歳以上の高齢者と小学生以下の子供で構成する世帯
- ④ ひとり暮らしの障がい者の世帯
- ⑤ 障がい者のみの世帯
- ⑥ 高齢者と障がい者の世帯

(2) 支援体制の整備

民生委員、自治会、社会福祉協議会、防災関係団体等の関係機関の協力を得て、対象者と除雪援護者、業者等を的確に把握し、登録するなど、支援体制の整備に努める。

また、豪雪時には、ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業の対象者、対象外者を問わず、自力で除雪が困難な世帯に対して除雪援護者、業者等のあつ旋窓口を開設して対応に努める。

3 一斉除雪デーの設定

積雪が市民生活に影響を及ぼすおそれがあるとき、効率的に除排雪を行うため、原則として休日に一斉除雪デーを設定し、実施する。

市が一斉除雪デーを設定したときは、狭隘な道路が多い既成市街地等を対象とし、トラックや重機等の除排雪機械のあつ旋に努める。

また、雪捨場に誘導員を配置するとともに危険な排雪場所については事故防止措置を講じ、安全対策を徹底する。

一斉除雪の際に、自力のみでは除排雪ができない高齢者・障がい者等のいわゆる避難行動要支援者の世帯については、近隣や地元自治会等が支援する必要がある。

本市においては、豪雪に対する対応策として、自主防災組織においても日ごろから除排雪に対する対策を協議しておく。

一斉除雪デーの際、自主防災組織が除雪のための重機や排雪のためのトラック等を調達した場合について、補助要綱を定めて要した経費の一部を助成する。

第3節 克雪のための啓発活動

第1 危険防止のための啓発

雪害を最小限にとどめるために、市及び防災関係機関は雪害対策の推進とともに、地域住民は「みんなのまちはみんなで守る」という意識と行動が必要なため、市職員のみならず地域住民を含めた防災の啓発を積極的に進める。

とりわけ、集中的な大雪が予想される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。また、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

1 職員に対する防災教育

日頃から講習会等を通じ、職員に対し地域防災計画の習熟をはじめ、雪害に関する基礎的知識、適正な気象観測、情報連絡通信の確保、迅速的確な救助救出、防災資機材等の使用方法等について、周知徹底を図る。

2 市民に対する啓発・広報活動

(1) 広報活動

市及び防災関係機関は、降積雪期前に広報誌、パンフレット、チラシ、市ホームページ等により、次の事項に留意して、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の啓発や普及に努める。ただし、災害級の大雪による被害が予想される場合には、外出そのものの自粛を呼びかけるものとする。

- ① 家屋等の補強、安全点検
- ② 生活必需物資の備蓄
- ③ 健康管理
- ④ 除雪計画
- ⑤ 交通対策
- ⑥ 積雪による危険防止
- ⑦ 雪崩による危険防止
- ⑧ 児童生徒の安全対策
- ⑨ 雪おろしの励行と雪おろし後の排雪の徹底
- ⑩ 道路除雪の協力
- ⑪ 雪捨場の周知
- ⑫ スコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等の車内の準備 等

(2) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による防災知識の普及と防災意識の啓発
市及び防災関係機関は、報道機関の協力を得て、平常時から災害に関する知識の提供やキャンペーン等を積極的に行い、住民の災害予防、応急措置その他防災に関する知識の普及に努める。

(3) 講習会等による防災知識の普及と啓発と防災意識の啓発

市及び防災関係機関は、映画、講習会、窓口相談、防災関係行事等あらゆる機会を通じ、地域住民に対し防災に関する知識の普及に努める。

3 学校教育における防災知識の普及と防災意識の啓発

学校においては、雪害に関する知識の普及と意識の啓発を、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努めるとともに、次の事項に留意して実施する。

(1) 防災知識の普及と防災意識の啓発

学校教育全体を通じて、地域の実状や児童生徒の発育や経験に応じて雪害の科学的知識、予防措置等について知識の普及と意識の啓発に努める。

(2) 登下校時の安全指導

園児・児童・生徒に対し、日頃から積雪時の地勢及び天候の変化等について、的確な予備知識を周知させ、登下校の方法や時間等について十分な指導に努める。

なお、始業・終業時間の調整や臨時休校等の安全措置をとる場合は、決定、連絡を迅速に行う。

第2 住民に対する克雪支援

今日の社会・経済構造の進展の影響により、道路交通においても冬期でも他の季節と同程度の機能確保の要請が高まっている。そのため、市では、克雪対策として除雪機械の整備や、消融雪施設として流雪溝、消雪施設の設置拡大等を図っている。

また、行政と住民が一体となって除排雪体制を確立し、いっせい除雪デーを設けて、官・民が総出で除排雪作業を実施するとともに、要援護世帯に対する除排雪の支援対策等、次のような対策制度を活用し、雪害に強いまちづくりを進める。

(1) 高岡市消雪施設設置補助金交付制度

(2) 高岡市ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業

(3) 小型除排雪機械の貸与

(4) 全市一斉除雪デー

第4節 避難対策及び孤立集落の予防

災害発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

災害の状況に応じた適切な避難場所・施設の指定・整備や避難誘導體制などの環境の整備を図る。

また、豪雪による孤立集落の発生を極力防ぐための対策を講じる。

第1 避難場所等の指定及び整備

豪雪、雪崩等により住家を失った被災者を一時収容するため、一時避難場所、広域避難場所及び避難施設に区分し、避難場所を確保する。

なお、避難場所は、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直しを行う。

1 一時避難場所

一時避難場所は、身近な場所で、広域避難場所へ避難する前又はその途中で、家族や近隣の人々の安否や一時的に小休止するための場所とし、それぞれの自治会で選定する。

2 広域避難場所

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第8節「避難所事前対策」、第1、2に準ずる。

3 避難施設

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第8節「避難所事前対策」、第1、2に準ずる。

第2 避難誘導體制の確立等

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第8節「避難所事前対策」、第1、2に準ずる。

第3 避難路

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第8節「避難所事前対策」、第1、2に準ずる。

第4 孤立集落の予防

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第9節「災害時孤立集落対策」に準ずる。

第5節 要配慮者の安全確保

著しい高齢化の進行に加え、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の情報提供、避難誘導、救出・救護対策等防災の様々な場面において、福祉的な支援の充実や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。

また、要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第1 要配慮者の定義と基本的考え方

1 定義

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、4に準ずる。

2 基本的な考え方

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、1に準ずる。

第2 在宅の要配慮者の安全確保

1 地域ぐるみの支援協力体制の確立

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、4に準ずる。

2 要配慮者の把握等

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、4に準ずる。

3 情報伝達・避難誘導

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、4に準ずる。

4 防災教育・訓練

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、4に準ずる。

第3 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、老人保健施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、災害時における施設の安全確保に努める。

1 組織体制の整備

(1) 自衛のための防災組織の設置

施設の職員により構成する自衛のための防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、救急物資班等を置き、業務を分担する。

(2) 情報連絡・協力体制の整備

消防署等の防災関連機関との非常通信設備の整備に努めるほか、施設の内部構造、入所者の実態等を把握し、災害時における周辺住民との避難支援等の協力体制の確立に努める。

(3) 夜間体制の充実

夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等を総合的に勘案の上、夜間対応職員の配置及び非常参集体制の確立に努める。

2 社会福祉施設等の耐震性強化

新耐震基準施行以前に建築された社会福祉施設等は、耐震調査を実施し、必要と認められるものから順次改修等に努める。また、日頃から、備品などの落下・転倒防止措置、危険物の安全点検を行い、施設の安全性の維持・強化に努める。

3 物資・マンパワーの確保

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第33節「飲料水・食料・生活必需品等の確保」第2及び第10節第1、4「要配慮者の安全確保」に準ずる。

4 防災教育・訓練

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第3節「防災知識の普及及び訓練」に準ずる。

5 入所者等の緊急受入れ体制の確立

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、4に準ずる。

第4 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、外国語併記の誘導標識、避難施設案内板等の設置や、外国語表記による避難施設一覧表の市ホームページでの公開に努める。

また、外国人向けの防災マニュアル等を事業所や外国人家庭に配布するとともに、事業所雇用主等の理解を得ながら、外国人を防災訓練等の場に参加させるなどその効果的な普及に努める。

1 市外からの来訪者への安全対策の推進

風水害・土砂災害・火災編 第1章第11節「災害時要援護者の安全確保」に準ずる。

2 外国人の状況把握及び支援体制の整備

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、4に準ずる。

3 広域避難場所及び避難経路の周知

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第8節「避難所事前対策」第1、3、6に準ずる。

4 外国人被災者への情報提供体制の整備

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1に準ずる。

5 防災教育・防災訓練の実施

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第10節「要配慮者の安全確保」第1、4に準ずる。

第6節 自発的支援の受入れ

阪神・淡路大震災等をはじめとした大きな災害では、国内外から多数のボランティアが駆けつけ、混乱した状況下で目覚ましい活動ぶりが見られた。その行為は、多くの被災者に勇気と希望を与え、被災地の復旧に大きな励みとなった。

本市においても、災害時のボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関の支援・協力体制の確立に努める。

第1 災害救援ボランティアの活動内容

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第36節「ボランティア活動の推進」に準ずる。

第2 災害救援ボランティアの活動拠点

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第36節「ボランティア活動の推進」に準ずる。

第3 ボランティア活動を円滑に行うための体制づくり

1 平常時からの体制づくり

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第36節「ボランティア活動の推進」に準ずる。

2 災害時のボランティア活動

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第36節「ボランティア活動の推進」に準ずる。

第7節 雪害に対する調査研究

雪害の態様は様々であり、人命や財産に直接被害を与える雪崩等をはじめ、交通障害や社会機能の阻害などは、今日のように社会・経済活動の進展した社会において、それらの影響は計りしれないものがある。

これら各種の雪害を克服するために、その発生メカニズムの解明と対策を、科学的かつ総合的に調査研究することが必要であるため、国の各省庁、防災関係機関等において、雪氷に関する基礎的調査研究、雪崩対策の研究、雪圧・着雪氷対策等の研究が行われている。また、雪害発生時における円滑な人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発が推進されている。

利雪の観点からは、雪を冷熱源として活用する雪発電システムや雪冷房システムなど雪エネルギーを利用するための各種研究が行われており、本市においても克雪・利雪の成果を検討し、活用を図る。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

災害発生直後において、迅速なマンパワーの結集と被害規模等の情報の収集、その情報に基づく組織的な活動により、被害の拡大の防止を図ることが重要である。

そのため、応急対策活動を講ずるための指揮命令系統の確立に向けた雪害対策本部、臨時庁議・災害対策本部・現地対策本部の設置に関する手順、配置体制に即した職員の動員・配備、関係機関・市民団体等への応援要請の手順等、応急活動体制の整備について次のように定める。

第1 雪害対策本部の設置

積雪が90cmを越え、降雪強度、今後の降雪予想等から、被害の発生が予想される場合には、総務部長は、災害対策本部設置前の体制として市長を本部長とする雪害対策本部を設置する。

職員の配備については、警戒体制をとり、被害状況の把握及び情報収集に努め、各部が所管する公共施設については、積雪の状況に応じ、4分の1程度の職員を動員して除雪・屋根雪下ろしを実施する。

道路については、道路除雪基本計画に基づいて確保に努める。また、他の道路管理者等関係機関と密接な連携を図り市道の除排雪を迅速に実施する。

雪捨場については、排雪作業を効率的に行うため、交通整理員を配置し、作業効率を高めるとともに事故防止に努める。

第2 臨時庁議

市域内において、雪による災害が発生した場合又は発生する恐れがあり、災害対策本部設置について速やかに判断できない場合、若しくは災害時相互応援協定を締結した都市をはじめとする他の自治体において大規模な災害が発生し応援の要請等があった場合、市長は臨時庁議を開催しその対応にあたる。なお、市長に事故あるときは、副市長又は総務部長が会議を招集する。

1 構成員

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第1節「災害対策本部の組織・運営」第2に準ずる。

2 役割

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第1節「災害対策本部の組織・運営」第6に準ずる。

第3 災害対策本部の設置及び運営

本市の区域において雪による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害対策基本法第23条の規定により、高岡市災害対策本部(以下本章において「本部」という。)を設置し、災害応急対策を講ずる。

1 本部の設置

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。ただし、(1)「設置の基準」に関しては、以下のとおりとする。

(1) 設置の基準

- ① 市域において積雪が90cm以上で、被害が拡大するおそれがあるとき
- ② 臨時庁議において本部設置の必要性が認められたとき
- ③ 本市に次の特別警報が1以上発表されたとき(災害対策本部を自動設置する)
 - ・大雪特別警報
 - ・暴風雪特別警報

2 本部の廃止

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第1節「災害対策本部の組織・運営」第2に準ずる。

3 本部の組織及び運営

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第1節「災害対策本部の組織・運営」第2に準ずる。

4 現地災害対策本部

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第1節「災害対策本部の組織・運営」第2に準ずる。

第4 職員の動員・配備

市域において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を推進するため、本部長はデジタル技術を活用し、関係職員を一斉連絡し、必要と認められる配備体制をとる。体制の設置後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。

各部長は、所管する部の動員人員表をもとに、あらかじめ動員者名簿を作成し、災害時における警戒配備体制に迅速に移行するため、「動員・配備計画」を作成するとともに、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

1 職員の配備

(1) 本部設置前の配備

種別	配備事由	配備体制
警戒配備体制	①積雪が 90cm を越え、引き続き除雪が予想され、被害の発生が予想されるとき ②災害時応援協定を締結した都市をはじめとする他の自治体から応援要請があったとき	左の①、②の事由が生じた場合は、次の体制をとる。 ①速やかな被害情報の収集活動を実施できる体制 ②公共施設の除雪・雪下ろしに 1 / 4 程度の職員を動員できる体制 ③災害の状況に応じ、速やかに非常配備体制に移行できる体制

(2) 本部設置後の配備

種別	配備事由	配備体制
非常配備体制	①積雪が 90cm を越え、被害が拡大するおそれがあるときで、本部長が必要と認めたとき ②局地的な災害の発生であってもその被害が甚大であると予測され、本部長が必要と認めたとき ③本市に次の特別警報が 1 以上発表されたとき（災害対策本部を自動設置する） ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報	左の①～③の事由が生じた場合は、次の体制をとる。 職員全員をもって総合的な応急対策を実施する。

※ 配備体制への移行は、各部であらかじめ定めた「動員・配備計画」による。

なお、夜間・休日等勤務時間外においては、本部長は職員の集合状況に応じて、正規の班編成とは異なる体制をもって緊急の配備体制を確立することができる。

2 職員の動員

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 1 節「災害対策本部の組織・運営」第 1 に準ずる。

第5 応援の要請

本部長は、雪による災害時において、市の現有活動体制では効果的な応急措置の実施が困難と判断した場合、県、近隣市町、災害時相互応援協定締結都市その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を行う。

なお、県をはじめとする各機関等への応援要請は、本部長の指示に基づき総務部長が行うものとするが、災害発生当初は、応援要請事項については、概括的に要請し、時間の経過とともに被害状況等を把握して明確な要請を行う。

1 県又は近隣市町に対する要請

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

2 災害時相互応援協定締結都市に対する要請

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

3 指定地方行政機関・特定公共機関への要請

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

4 派遣要員の受入れ

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

5 自衛隊への災害派遣要請

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

6 公共的団体、民間団体等に対する要請

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

7 災害救援ボランティアへの要請

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第54節「ボランティアとの協働」に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達

災害発生時に迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、様々な情報手段を活用し、関係機関と連携・協力のもと、的確で一元化された被害状況等各種情報の収集・伝達体制を確立する。

第1 雪に関する情報の伝達

1 雪に関する情報等の種類

「気象業務法」に基づき富山地方気象台の発表する、雪に関する予警報は、注意報、警報の種類及び発表基準による。

2 雪に関する情報等の伝達系統

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第5節「気象情報・洪水予報・水防警報の収取・伝達」第4に準ずる。

第2 情報連絡体制

市及び防災関係機関は、平常時から定期的な訓練等を通じた連携体制を構築するとともに、災害時に各種情報の迅速かつ的確な収集・伝達を図るため、あらかじめ連絡責任者を定め、相互の通信連絡を統轄させるとともに、あらゆる通信手段を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確立する。

また、また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

1 災害時優先電話・連絡責任者の指定

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第6節「通信の確保」第1に準ずる。

2 連絡員の派遣

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第1節「災害対策本部の組織・運営」第4に準ずる。

3 通信連絡手段

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第4節「災害情報の収集・伝達」第4、第8及び第9に準ずる。

4 異常現象を発見した者の措置

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第4節「災害情報の収集・伝達」第8に準ずる。

5 通行規制予告の実施

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第3 被害状況に関する情報の収集・伝達

雪による災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するため、人的被害、建築物等の物的被害、ライフライン等の機能被害に関する情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を迅速に伝達する。

1 被害状況に関する情報収集

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第4節「災害情報の収集・伝達」第3に準ずる。

2 災害情報及び被害状況の報告

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第4節「災害情報の収集・伝達」第3に準ずる。

3 県（災害対策本部）への報告

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第4節「災害情報の収集・伝達」第3に準ずる。

第3節 災害時の広報

市、防災関係機関及び報道機関は、災害発生後、速やかに市民や報道機関に公共施設の被害の有無や復旧見込み、応急措置等の広報活動を行い、人心の安定、混乱の防止を図るため、互いに協力・連携し、住民の立場に立った効率的な広報活動を実施する。

第1 実施機関と広報内容

1 市・消防機関

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」第1に準ずる。

2 警察署

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」第2に準ずる。

3 上下水道局

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第37節「ライフライン応急対策(上水道)」に準ずる。

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第38節「ライフライン応急対策(下水道)」に準ずる。

4 NTT西日本富山支店

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第34節「ライフライン応急対策(電話)」に準ずる。

5 北陸電力株式会社高岡支店及び北陸電力送配電株式会社富山支店

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第35節「ライフライン応急対策(電力)」に準ずる。

6 ガス事業者

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第36節「ライフライン応急対策(ガス)」に準ずる。

第2 市の広報活動

市民に対する災害時の広報活動については、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等によりその方法(手段)を適切に使い分けながら、本部長の決定に基づき、未来政策部長が行う。

市民からの通報、問い合わせの処理など広聴活動については、災害対策本部に窓口を設けて対応するものとし、情報の効果的な活用を図る。

1 広報活動の決定

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」第1、2に準ずる。

2 広報活動の方法

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」第1に準ずる。

第3 報道機関への発表・協力要請

報道機関については、大規模災害時における市民への重要な情報連絡手段の一つとして位置付け、報道機関へ適時的確な情報を提供し、災害に関する情報の発表・協力を要請する。また、市及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供するよう努める。

なお、災害時の報道を行う際に災害対策本部の活動に支障をきたさないよう、取材活動上のルールを定めておく。

1 市・消防本部の発表

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」第1に準ずる。

2 警察署の発表

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」第2に準ずる。

第4節 消防・救急救助活動等

降積雪期の消防活動には制約条件が多く、また、豪雪による家屋の倒壊や雪崩等による災害の発生が予想される。さらに、豪雪に伴う交通の途絶、集落の孤立も考えられることから、消防機関は、冬季警戒体制をとるとともに防災関係機関と相互に連携して被害の軽減を図るための対策をとる。

第1 消防活動の基本方針

1 消火活動

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第41節「消火」第1に準ずる。

2 救急救助活動

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第18節「救急・救助活動」第1に準ずる。

第2 初動体制の確立

1 消防本部の措置

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第18節「救急・救助活動」第1、及び第41節「消火」第2に準ずる。

第3 消防水利の確保

消火栓、防火水槽等の消防水利の除排雪については、下表の消防水利確保計画に基づき実施するとともに、自治会に対し協力を求め、消防警備体制の強化を図る。

消防水利確保計画

区分	積雪量	確保基準
第1次体制	50cm未満	全消防水利の確保
第2次体制	50cm以上 90cm未満	1 道路除雪計画路線内の全消防水利の確保 2 市街地の全消防水利の確保 3 全防火水槽の確保
第3次体制	90cm以上	1 市街地で消防自動車が進入可能な場所に位置する消防水利の確保 2 全防火水槽の確保
備考	本計画のほか、状況に適應した対策を講じ、消防水利の確保に努める。	

第4 危険物・有毒物等の対策

1 危険物・有毒物対策

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第41節「消火」第2に準ずる。

2 都市ガス対策

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第36節「ライフライン応急対策(ガス)」に準ずる。

第5節 警備・交通対策

高岡警察署及び射水警察署は、他の関係機関と協力し、人命の保護を第一義に、各種犯罪の予防・取締り・交通規制その他社会秩序の維持にあたる。

第1 災害時の警備

1 高岡警察署及び射水警察署の警備活動

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第48節「災害警備措置及び行方不明者の捜索」に準ずる。

2 警備体制

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第48節「災害警備措置及び行方不明者の捜索」に準ずる。

第2 道路の交通規制

警察署長は、災害の発生に伴い、交通の混乱及び交通事故の発生防止並びに緊急通行車両の通行を確保するため、主要交差点や自動車専用道路の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施する。また、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により、(社)富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

一方、本部長(市長)は、避難の誘導又は指示を行うなど、その必要があると認める場合は、直ちに警察署長に連絡し交通規制の実施を要請し、市民が安全に避難できるよう努める。

1 交通規制の実施

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第20節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」に準ずる。

2 交通情報の収集

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第20節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」に準ずる。

第6節 避難対策

雪害時には、雪崩、雪圧による家屋倒壊等の発生が予測され、住民の避難を要する地域が出てくることから、関係機関との密接な連携のもと、人命の安全を第一とし避難に必要な措置をとり、市民の生命、身体の安全の確保を図る。

また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

第1 避難の指示

1 避難指示の実施者

風水害・土砂災害・対策編 第2章第9節「住民等避難対策」に準ずる。ただし、避難準備情報の項は適用しない。

2 避難指示の基準

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「住民等避難対策」第1に準ずる。

3 避難指示の実施要領

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「住民等避難対策」第1に準ずる。

第2 避難誘導及び移送

1 避難の誘導

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「住民等避難対策」第1に準ずる。

2 移送

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「住民等避難対策」第1に準ずる。

3 警戒区域の設定等

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「住民等避難対策」第2に準ずる。

第3 避難路及び避難場所の安全確保

1 市・消防本部の活動

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「住民等避難対策」第4に準ずる。

2 警察署の活動

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「住民等避難対策」第4に準ずる。

3 自主防災組織の活動

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「住民等避難対策」第4に準ずる。

第4 避難施設の開設・統廃合

1 開設の担当者

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。

2 避難施設の開設時留意事項

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。

3 避難所の統廃合

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。

第5 避難施設の運営

避難施設の運営は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、当該施設の運営にあたる。

避難施設の運営に当たっては、生活環境に留意し、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮する。

また、市は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織(避難所運営委員会)が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

1 避難者名簿

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。

2 居住区域の割り振り

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。

3 食料、生活必需品の請求、受取、配付

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第44節「飲料水・食料・生活必需品等の供給」に準ずる。

4 避難施設の運営状況及び運営記録の作成

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。

5 被災者の移送・受入

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。

6 要配慮者の支援対策

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第15節「要配慮者の支援対策」に準ずる。

7 防疫保健衛生対策

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第11節「避難所等における防疫保健衛生対策」に準ずる。

8 ペットの保護対策

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第13節「ペットの保護対策」に準ずる。

第7節 応急医療救護

医療施設や医療スタッフの協力を得て、市民の生命を守ることを最優先の目的として、本市が被災した場合の24時間の医療救護体制、重症病者の搬送体制及び受入れ体制の整備、医薬品・資器材の確保等を定める。

第1 初動医療体制

本部長は、災害時において多数の傷病者が発生した場合又は医療機関の被害等により、その機能が停止した場合において、医師会その他の関係機関に対し、医療対策本部を設置するため、本部詰め職員の派遣を要請し、医療対策本部の体制を確立する。

また、公的4病院長に対して収容医療機関の受入れ体制の確立を要請する

1 医療対策本部の設置

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

2 医療救護班の編成

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

3 救急体制

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

4 救護所の開設

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

5 医療救護及び助産活動

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

第2 重傷病者の搬送体制

1 搬送体制

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

2 収容医療機関への搬送の方法

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

第3 収容医療機関

1 収容医療機関の受け入れ体制の確立

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

2 収容可否施設の把握

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

第4 医薬品・資器材の確保

1 各医療救護班の対応

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

2 医薬品・資器材等の備蓄

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

3 医薬品・資器材等の調達

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第19節「医療救護活動」に準ずる。

第 8 節 緊急輸送対策

災害が発生した場合、人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両等の迅速かつ的確な確保が必要である。このため、応急対策活動のための輸送手段の確保、輸送拠点・集積場所について定める。

第 1 輸送手段の確保

災害時に輸送手段を確保することは、応急活動を支える重要な要素である。このため、車両や代替輸送手段の確保、配車計画などについて次のとおり定める。

1 車両等の調達

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 47 節「輸送」に準ずる。

2 配車計画

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 47 節「輸送」第 2 に準ずる。

3 緊急通行車両の確認

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 47 節「輸送」第 2、3 に準ずる。

4 車両以外の輸送手段

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 47 節「輸送」第 2 に準ずる。

第 2 輸送拠点

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 47 節「輸送」第 2 に準ずる。

第9節 緊急輸送等のための道路・港湾等の確保

災害の発生により道路等が被害を受けた場合は、避難、救助、消火等の諸活動及び救援物資、人員の輸送を円滑に行うため、関係機関の協力を得て、陸、空、海の3つの緊急ルートの応急復旧を行う。

第1 緊急輸送等のための緊急輸送道路の確保

緊急輸送活動等を円滑に実施するため、関係機関と相協力し緊急輸送道路を確保する。

1 道路の確保順位

風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第4節「災害に強いまちづくり」第3に準ずる。

2 道路確保作業の内容

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第47節「輸送」に準ずる。

3 緊急交通路の確保

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第47節「輸送」に準ずる。

(1) 道路管理者による車両等の移動命令

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両等の占有者等に対し、その車両等を道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとるよう命じることができる。(災害対策基本法第76条の6第1項)

道路管理者は、この指定をしようとするときは、あらかじめ富山県公安委員会にその区間及び指定の理由を通知する。ただし、そのいとまがなかったときは、事後において、これらの事項を通知する。(災害対策基本法施行令第33条の3第1項)

(2) 指定道路区間の周知

道路管理者は、指定をした道路の区間(以下「指定道路区間」という。)内に在る者に対して、その指定道路区間を周知するものとする(同法76条の6第2項)。なお、周知については、道路情報板やラジオ等を活用するものとする。

(3) 道路管理者自らが行う車両等の移動

道路管理者は、指定道路区間において、車両等の移動命令について、命ぜられたものがその措置を取らない場合、命令の相手方が現場にいないために命ずることができない場合は、自ら車両等の移動の措置をとることができる。また、この場合、道路管理者は、やむを得ない限度において、その措置に係る車両等を破損することができる(同法第76条の6第3項)

なお、道路管理者は、自ら車両等の移動を行ったときは、その地域を管轄する警察署長に情報提供を行う。

(4) 車両等の移動のための土地の一時使用

道路管理者は、指定道路区間を指定し、車両の移動の措置をとるためやむを得ない必要があるときは、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる（同法第76条の6第4項）。

(5) 損失補償

道路管理者は、自らが行う車両等の移動又は土地の一時使用により通常生ずべき損失について、補償するものとする（同法第82条第1項）。

第2 港湾施設の確保

市内の被災者に対する救援救護対策を迅速かつ効果的に行うため、建設部長は、本部長の指示に基づき、伏木海上保安部、富山県伏木港事務所等の関係機関と協力し、海上輸送体制の確保に努める。

1 集積ヤードの確保

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第9節「緊急輸送等のための道路・港湾等の確保」に準ずる。

2 接岸施設の応急復旧措置

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第21節「港湾施設の応急対策」に準ずる。

3 船舶に関する措置

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第47節「輸送」に準ずる。

4 その他

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第47節「輸送」に準ずる。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第47節「輸送」に準ずる。

第 10 節 ライフライン施設の応急対策

災害復旧にとってライフラインの確保は必要不可欠なことから、それぞれの施設の応急復旧措置を次のとおり定める。

また、市及び関係機関は、段階的に施設機能の回復作業を行う。

- (1) 各施設機能の代替となるサービスの応急的な提供に努める。
- (2) 相互に協力して、応急的な復旧措置を講じる。
- (3) 各関係機関が、順次被害の程度に応じて、定められた計画に基づき、地区別の復旧予定時期の目安を明示し、本格的な復旧作業を実施する。

第 1 上水道施設

降雪積雪時の上水道の被害は、気温の低下により給水管等の破裂事故が発生し、市民生活において大きな障害となる。

凍結防止対策としては、給水管の露出部分に保温材を用いた防寒装置や、少量の水を蛇口から流出させ、水を凍らせないようにする必要がある。

上下水道局は、被害の防止及び軽減を図るとともに、被害が発生した場合には、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画を立て、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。

1 被害の防止

上下水道局は、上水道施設の被害防止及び軽減を図るため、常時、機器設備等の点検及び除排雪を求めるとともに、利用者に対し、給水管の防寒措置、被害発生時の措置等について広報を行う。加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。

また、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。

2 被害状況の調査

上下水道局は、高岡市管工事業協同組合とともに、市民からの通報等により、凍結の実態を把握し、応急対策を図る。

3 応急復旧対策

(1) 応急復旧

応急復旧は、高岡市管工事業協同組合の協力のもと、次により行う。

- ① 応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮配管などによる仮復旧とする。
- ② 施工にあたっては、作業の難易、復旧資材の有無を勘案し、最も早期復旧の可能な方法により行う。

(2) 記録及び報告

上下水道局は、高岡市管工事業協同組合の応急復旧状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

第2 下水道施設

下水道施設においては、直接雪害はないと考えられるが、無雪害街づくりを進める中で市民は除排雪のためにマンホールを開口することにより、落下の危険が生じることや流下機能をそこなうことが考えられるので、利用方法及び安全確認を徹底する。

1 被害状況の調査

上下水道局は、施設の機能確保と安全管理を徹底する。

2 施設の管理

市街地の合流式区域の合流管と分流式区域の雨水管については、除雪作業に伴うマンホールへの投雪が行われることから、下水道機能の保全と安全管理の指導を行う。

(1) マンホール等の安全管理

積雪時にはマンホール等に投雪が行われるため、安全パトロールを実施し、除雪作業についての安全確保と施設利用方法の周知徹底を図る。

(2) 積雪対策下水道

中心市街地の住宅密集地である成美・平米地区の一部を対象に、雨水再整備計画に基づき、雨水バイパス管を布設し、流雪溝として利用を図る。

この冬季の水源は、玄手川から導水し、高岡古城公園の水濠に一時貯留するシステムとなっており、冬季においては円滑な流下に必要な水量確保に努め、市民の施設利用における安全管理について広報に努める。

(3) スノーレス都市下水路

都市下水路(高陵町雨水幹線)を流雪溝として利用できるよう高さ 50cm の中間隔壁を設け、少量の農業用水等により水深・流速の確保を図る。

この施設を有効に活用するため、市民への施設利用の安全管理及び利用方法について周知を図る。

第3 電力施設

降雪時、襲雷による送変電設備事故や降積雪時の樹木倒壊などによる高圧線断線及び支持物倒壊などの事故が発生する。

電力は、災害復旧にとって必要不可欠な条件となっているため、円滑に電力を供給するよう、被害状況を早期・的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。

1 応急復旧対策

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第35節「ライフライン応急対策（電力）」に準ずる。

2 災害時の広報

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第35節「ライフライン応急対策（電力）」に準ずる。

第4 ガス施設

降雪積雪時におけるガス施設の被害は、積雪や落雷による給排気筒の倒壊や埋没による排ガス中毒事故及び雪の重さによるガス管やガスメーターの破損によるガス漏れ事故である。

また、LP ガス設備では圧力調整器、高・低圧ホース、ガスメーター、配管での破損や抜け等の事故で、その原因は屋根雪の自然落雷又は雪おろしの雪がLP ガス設備に直接当たった衝撃力による場合や、雪が沈降する力によるものである。

このようなガス施設の被害においては、次のような応急復旧を講じて、早期の回復を行い市民生活の確保にあたる。

1 都市ガス

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第36節「ライフライン応急対策（ガス）」に準ずる。

2 LPガス

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第36節「ライフライン応急対策（ガス）」に準ずる。

3 災害時の広報

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第36節「ライフライン応急対策（ガス）」に準ずる。

第5 電気通信施設

降雪積雪時において、電話ケーブルの周囲に筒状の雪が電話ケーブルのねじれ等により付着・成長し、断線等を生じ情報の伝達機能を麻痺させ、市民生活や社会一般活動に障害を与えることがある。

このように電気通信施設の被害は、計り知れない障害を発生するため、次のような応急復旧対策を施し、早期の回復に努める。

1 警戒措置

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第34節「ライフライン応急対策（電話）」に準ずる。

2 通信の確保

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第34節「ライフライン応急対策（電話）」に準ずる。

3 応急復旧対策

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第34節「ライフライン応急対策（電話）」に準ずる。

4 災害時の広報

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第34節「ライフライン応急対策（電話）」に準ずる。

第6 鉄軌道施設

多数の乗客を大量輸送する鉄道等において、災害が発生した時には、直接人命にかかわる被害が発生する恐れがある。

冬期において、安全にかつ正確に列車を運行させるために、各種の防除雪設備を備えるとともに、冬期前に関係諸機関相互の打ち合わせ協議を行い、防除雪設備の点検や試運転を行い冬期に備えるなど、次のような除雪や運行対策を計画し、降雪積雪時あるいは災害時における応急対策を講じている。

担当責任者： JR 西日本㈱新高岡駅長（北陸新幹線）
JR 西日本㈱北陸広域鉄道部長（城端・氷見線）
JR 貨物㈱高岡貨物駅長（新湊線）
万葉線㈱運輸部長
加越能バス㈱自動車部長
あいの風とやま鉄道㈱運輸部長

1 JR 西日本株式会社金沢支社・JR 貨物㈱金沢支店

(1) 雪害対策本部の設置

早期に情報を収集し手配の万全を期すため、12月1日～3月31日まで雪害対策本部を設置する。

(2) 輸送の確保

降積雪量の状況等に応じて、除雪車両等を運転し輸送の確保に努める。

(3) 情報収集・連絡体制の整備

① 情報収集

気象予測会社や地方气象台等の情報を取得し、除雪計画等に活用する。

② 除雪計画・列車運転計画等の検討

降積雪予報等に基づき雪害対策会議を行い、情報の共有と体制の確認等を行う。

③ 利用者への情報提供

当社ホームページや報道機関等を通じ、利用者に対しタイムリーな列車運行情報の提供に努める。

2 万葉線株式会社・加越能バス株式会社

(1) 冬期対策本部等の設置

業務遂行に万全を期するため、12月1日から2月末日まで全社組織として「冬期対策本部」を設置する。

なお、状況により除雪対策本部及び現地除雪対策本部を設置し、運行の確保に万全を期す。

(2) 万葉線株式会社

① 除雪体制

ア 除雪は、雪質、気温、降雪量等を勘案して行う。

イ 除雪要員は、昼間は全員待機、夜間及び休日は低温や降雪が予想されるとき、当番員を待機させる。

ウ 除雪機械の出動は、必要に応じ即時出動させる。

② 運転規制等

平常運転不可能と判断される場合は、冬期特設タイヤによる運行を行うなどの対策を講ずる。

また、運行不能時等には、バスによる代替運行を実施する。

③ 情報連絡体制

ア 冬期対策本部を中心に各種情報の収集伝達に努める。

a 気象情報

当日の天候状況、変化を迅速に把握するため、富山地方気象台との連絡を密接に行い、それらをもとに各職場等に無線、電話により速やかに伝達する。

b 運行、路線情報等

関係市、乗務員から全線の線路状況の情報を収集するほか、適時路線パトロールを実施し、運転指令者から乗務員に伝達する。また、毎日職場ごとに午前9時現在の運行状況、積雪状況、道路状況を本部あて連絡させる的確な状況把握に努める。

イ 監督官庁、地方自治体との相互連絡を密接に行う。

ウ 利用者に対しては、報道機関を通じて通報を行うとともに、駅及び停留場等への掲示を行い、周知に努める。

エ 敷設形態上、同時除雪の必要があるため、道路管理者と除雪体制確認のため連絡調整を行う。

(3) 加越能バス株式会社

① 除雪体制

道路管理者と協議し、状況に応じ除雪を実施する。

② 運転規制等

自転車、自家用車からのバス乗り換え客の増加に対応するため、臨時増発続行などの対策を講ずる。

また、異常時に備え、あらかじめ特設タイヤを作成し、状況に応じて運用する。

③ 情報連絡体制

ア 冬期対策本部を中心に各種情報の収集、伝達に努める。

気象台

道路管理者

冬期対策本部－現地(営業所)

報道機関

その他

イ 利用者に対しては、各報道機関を通じ、定時及び臨時の通報を行うとともに主要停留所への掲示により周知を行う。

3 あいの風とやま鉄道株式会社

(1) 雪害対策本部の設置

列車運行に万全を期するため、12月1日から2月末日まで全社的組織として「雪害対策本部」を設置する。

なお、降積雪状況により、本社と現場を交えた対策会議を行い、運行の確保に万全を期す。

(2) 輸送の確保

降積雪量の予測がレール面上約20cmを目安に除排雪列車等を運転し輸送の確保に努める。

パンタグラフ着雪時に除雪作業を迅速に行なうため、各駅に雪払棒を配備している。

(3) 情報連絡体制の整備

① 降積雪情報の確保

気象サービス会社並びに気象台等の情報を取得し、除雪計画に活用する。

② 内部連絡体制

降積雪予測に基づき、本社と現場を交えた会議を行い、情報の共有と体制の確認を行なう。

③ 利用者への情報提供

当社の「HP、駅設置の旅客案内ディスプレイ、あいトレ」にて、運行情報の提供を行うと共に報道機関に対して運行情報を提供しご利用者への情報提供に努める。降積雪量の予測がレール面上約20cmを目安に除排雪列車等を運転し輸送の確保に努める。

4 公営バス

(1) 除雪体制

道路管理者と協議し、状況に応じた除雪を実施する。

(2) 運転の調整及び規制

自転車、自家用車からのバス乗り換え客の増加に対応するため、臨時増発続行などの対策を講ずる。

(3) 情報連絡体制

利用者に対しては、各報道機関を通じ、定時及び臨時の通報を行うとともに主要停留所への掲示により周知を行う。

第 11 節 生活救援対策

生活救援対策は総合的に行われるものであり、飲料水・食品・生活必需品等の供給や住宅に関する応急措置等、災害相談業務の実施からなる。

第 1 飲料水等の供給

水は、罹災者の生命・生活を守るために欠かせないものであり、水道施設の復旧するまでの間、きめ細かな応急給水を次の計画により行う。

1 応急給水用水の確保

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 37 節「ライフライン応急対策（上水道）」に準ずる。

2 需要の把握

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 37 節「ライフライン応急対策（上水道）」に準ずる。

3 給水所の設定

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 37 節「ライフライン応急対策（上水道）」に準ずる。

4 応急給水用車両及び資機材の確保

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 37 節「ライフライン応急対策（上水道）」に準ずる。

5 応急給水の実施

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 37 節「ライフライン応急対策（上水道）」に準ずる。

第 2 食品の供給

原則として炊き出し体制が整うまでの間は、罹災者に対する食料として、市が備蓄や調達した非常食を供給するものとし、3 日目以降（炊き出し体制が整ってから）は、米飯による炊き出しを実施する。

応急的に支給する食品が不足の場合は、近隣市町及び災害時相互応援協定締結都市等に供給要請する。さらに不足した場合は、県に備蓄物資を要請するか、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山農政事務所に供給要請を行う。

※日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊出し、資機材及び人的供給をいう。

1 食品の供給

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第44節「飲料水・食料・生活必需品等の供給に準ずる。

2 食品の確保

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第44節「飲料水・食料・生活必需品等の供給に準ずる。

第3 生活必需品の供給

災害により被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を供給する。

災害救助法の適用前については、本部長は必要と認めた場合、災害救助法の規定に準じて生活必需品供給を実施する。

なお、市内において調達が困難な場合は、近隣市町、県、国、災害時相互応援協定締結都市などの応援を得て実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事が決定し行う。

1 生活必需品の供給

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第44節「飲料水・食料・生活必需品等の供給に準ずる。

2 配分計画等の策定

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第44節「飲料水・食料・生活必需品等の供給に準ずる。

第4 災害相談・広聴の実施

災害相談は、災害による精神的・物質的打撃から立ち直るための支援の窓口として、応急対策の情報を円滑に伝えるとともに、情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序の回復と生活再建への着手を促すものである。

1 災害相談窓口の開設

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」に準ずる。

2 臨時広聴窓口の開設

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」に準ずる。

3 防災関係機関による災害相談

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第7節「広報・広聴活動」に準ずる。

第12節 商工業・農林業対策

災害による、商工業、農産物、畜産業、林業の被害の拡大を防除するため、次の措置を講じ、各機関がとるべき応急措置と応急対策を定める。

第1 商工業対策

冬期においては、不生産的労働を強いられることから、産業や地域の不活性化を招くおそれがあるため、市及び県は、雪による商品、生産物及び施設の直接的な被害、原材料、製品等の輸送の停滞等の間接的な被害防止対策の促進を図る。

1 輸送手段の確保

生産活動による入出荷並びに商品の流通の円滑化を図るため、交通の確保について、関係機関に対し協力を要請する。

2 緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保

(1) 緊急金融措置

雪に関する直接、間接の被害に起因する中小企業者の資金需要に対し、緊急融資の実施並びに政府系金融機関の特別融資適用要請等の措置を講ずる。

(2) 関係団体に対する要請

商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会等関係団体に対し、必要に応じて、中小企業者に対する相談・あっ旋を行うなど、きめ細かく対処し、指導するよう要請する。

第2 農林業対策

農林漁業に関する雪害は、農耕地が積雪によって覆われ生産を阻害する被害と、樹木などが雪に埋まり発生する積雪の沈降力による雪害に大別される。市及び県等は、降雪積雪による農林水産業の被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、関係機関、農業関係団体等と連絡を密にして、速やかに措置を講ずる。

1 農産物関係

(1) 稲作

降積雪情報を迅速につかみ、育苗施設や乾燥調製施設の設計基準を越えた積雪について、高岡農業普及指導センターを通じ除雪の徹底を図るよう指導する。

(2) 麦

積雪期間が長くなった場合は、消雪剤（カーボンブラック）等による消雪を促し、被害の拡大防止を図るよう指導する。

(3) 果樹

次に掲げる対策について指導を徹底する。

- ① 樹冠や棚上のたまった雪を払い落とし踏み固める。

- ② 枝が埋没した場合、速やかに枝先を上引き上げ、樹冠下の雪を落とし踏み固める。
 - ③ 野ネズミ、野ウサギ等の被害防止のため、苗木や若木には金網や合成樹脂製パイプ等の被覆資材を設置する。
- (4) 施設園芸用施設
- 次に掲げる対策等について指導を徹底する。
- ① 降積雪状況を的確に把握し、速やかに除雪・融雪に努める。
 - ② 施設倒壊の恐れがなくなったら、施設各部の損傷や被覆資材の緩み等の点検し、補修・補強を行う。

2 畜産関係

市及び県は、中山間地域の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導等を実施する。

3 林産関係

市及び関係機関は、特用林産物施設の除雪励行について指導する。

第 13 節 廃棄物・防疫対策

災害発生後に懸念される疫病の流行を未然に防止するための衛生対策を中心に「ごみ・し尿の処理」及び「防疫・保健衛生」に関し、市がとるべき対策と「障害物の除去」及び「ごみの処理」について定める。

第 1 障害物の除去

復旧作業や保健衛生の維持、行方不明者等の捜索を行う上で重要な作業であることから、住宅関係及び河川等の障害物の除去を行う。

1 河川等関係の障害物の除去

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 22 節「道路・河川における障害物除去」に準ずる。

第 2 ごみの処理

災害時には、建物等の倒壊・破損・焼失及び浸水その他により、通常時の収集・処理能力を上回る大量のごみが市内各地域において、同時多発的に発生する。

これらの大量のごみは、まず速やかに災地から除去され、地域の環境保全が優先的に確保される必要がある。(第 1 次処理対策)

その上で焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。(第 2 次処理対策)

1 ごみ処理体制の確立など

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 43 節「廃棄物処理・防疫対策」に準ずる。

2 第 1 次処理対策の実施

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 43 節「廃棄物処理・防疫対策」に準ずる。

3 第 2 次処理対策の実施

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 43 節「廃棄物処理・防疫対策」に準ずる。

第 14 節 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を越える場合は、災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求め、罹災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的、制度的根拠が担保され、応急的に必要な救助が行われる。

第 1 災害救助法の適用基準

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。

第 2 罹災者世帯の算定基準

1 減失(罹災)世帯の算定

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。

2 減失(罹災)等の認定

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。

第 3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。

2 適用要請の特例

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。

第 4 災害救助法による救助の内容等

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。

第 5 救助業務の実施者

風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。

第3章 災害復旧計画

災害時に発生する混乱を速やかに収拾するため、災害復旧・復興に対する基本的な考え方及び市民生活再建のために国・県・各機関及び市が行う各種施策と義援金品の受入れ・配分の手順等、また、復旧事業を実施する上で、国・県からの財政的な援助を得るために必要な「激甚災害の指定」に関する手続について次のとおり定める。

第1節 災害復旧・復興に対する基本的な考え方

災害復旧・復興は、罹災者の生活再建を支援するとともに、施設の復旧を図り、安全性に配慮した地域経済振興のための基盤づくりを目指す。

第1 災害復旧の基本的考え方

本市が罹災した場合、その復旧に当たっては、単に現状復旧するのみではなく、災害の自然的・社会的要因を詳細に検討し、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域経済振興のための基礎的な条件づくりを目指す。なお、復旧にあたっては住民の意向を十分に考慮し、罹災者の生活再建を支援していく。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

1 地域の復旧の基本方向

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

2 迅速な現状復旧の推進

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

3 復旧に当たって環境への配慮

復旧に当たっては、災害原因を十分に調査し、災害原因に対応した工法を採用するとともに、環境にも十分に配慮する。

災害復旧は現況回復を基本とすることから、災害前に生息していた生物が生息できるような環境を可能な限り整備する。

また、がれきの処理及び処分の方法を早期に確立するとともに、一時集積場所、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図る。これに当たっては、適切な分別、可能な限りのリサイクルに努め、環境汚染の未然防止等適切な措置を講ずる。

第2 災害復興に対する基本的考え方

本市の罹災状況及び復旧状況を的確に把握し、復興のための課題を整理するとともに、「市民の生活再建」、市域全体の「防災都市づくり」及び「地域経済の活性化」を柱とした復興計画を策定する。

1 復興計画の策定

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第4節「災害復興対策」に準ずる。

2 市民の生活再建

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第1節「被災者の生活再建支援」に準ずる。

3 防災都市づくり

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第4節「災害復興対策」に準ずる。

4 地域経済の活性化

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

第2節 市民生活安定のための緊急措置

災害時には、多くの市民が負傷し、住宅や家財等を失う。また、電気、ガス、水道、電話等のライフライン（生活関連）施設の被害が重なり、罹災者は極めて精神的に不安な状態に置かれることになる。

市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービス機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講ずるとともに、精神的に不安な状態にある市民に対して、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う必要がある。

この節では、災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、国・県・市等が行う「罹災者の生活確保」、「農林漁業関係対策」、「中小企業関係対策」及び「義援金品の受入れ、配分」に関する対策について次のとおり定める。

第1 罹災者の生活確保

1 職業の斡旋

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第1節「被災者の生活再建支援」に準ずる。

2 税等の徴収猶予及び減免

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第1節「被災者の生活再建支援」に準ずる。

3 災害援護資金等の貸付

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

4 災害弔慰金等の支給

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずるほか、「除雪支援」を追加する。

・除雪支援

自力で除雪が困難な高齢者の方などに対し、屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成。

(1) 対象

住民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方

- ・ 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- ・ 65歳以上の高齢者のみ世帯
- ・ 65歳以上の高齢者と小学生以下の子どもで構成される世帯
- ・ ひとり暮らしの障がい者世帯
- ・ 障がい者のみ世帯
- ・ 高齢者と障がい者の世帯

(2) 助成回数

ひと冬2回まで

5 被災者生活再建支援金の支給

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

6 その他の融資

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

7 罹災証明書の発行

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第31節「罹災証明書発行対策」に準ずる。

8 郵便物の特別取扱等(郵便局・NHK)

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第1節「被災者の生活再建支援」に準ずる。

第2 農林漁業関係対策

1 融資の種類

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

2 農業災害補償共済金の支払い促進

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

第3 中小企業関係対策

災害により被害を受けた市内の中小企業者に対し、既往の制度融資等の債務について、償還の猶予や償還期間の延長等の措置を講じる。

また、県や政府系金融機関の災害復旧貸付制度等を周知するとともに、事業の復旧に必要な資金の融資あっ旋を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、経済活動の早期復旧、事業の安定化を図る。

これらの措置を講じるにあたっては、市内中小企業者の売上減少、被害の規模、業種による被害状況の程度等に応じ、適当と認められるものについて適用する。

1 融資期間の延長又は償還猶予

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

2 県信用保証協会の災害関係保証等（別枠保証）による信用補完

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

3 県及び政府系中小企業金融三機関の制度融資による対応の周知

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

4 資金の融資

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」に準ずる。

第4 義援金品の受入れ・配分

1 義援金品の受入れ

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第46節「義援金の受入れ・配分」に準ずる。

2 義援金品の保管

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第46節「義援金の受入れ・配分」に準ずる。

3 義援金品の配分

風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第46節「義援金の受入れ・配分」に準ずる。

第3節 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるように所定の措置を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努めなければならない。

激甚災害の指定を受けるために必要な措置、手続の手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等は、以下のとおりである。

第1 激甚災害指定の手続き

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

第3 激甚災害指定の基準

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

第4 特別財政援助額の交付手続

風水害・土砂災害・火災対策編 第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。